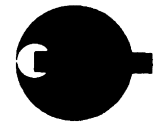


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

奈良県知事 荒井正吾

第五十七号 第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
平成十九年六月八日

## 目次

ページ

（告 示）	○土砂災害警戒区域の指定（砂防課 築課）	一
○右 同	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察本部会計課）	三
（公 告）	○駐車監視員資格者講習の実施（公安委員会告示）	四
○職業訓練指導員試験の実施（雇用 労政課）	○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	五
○開発行為に関する工事の完了		三

## 告 示

### 奈良県告示第百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
天理市柚之内町（〇〇一）急傾斜地	次	奈良県奈良土木事務所

崩壊警戒区域	天理市柚之内町（〇〇一）急傾斜地	崩壊警戒区域	天理市園原町（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	天理市園原町（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	天理市園原町（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	天理市園原町（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域
おり	次	次	次	次	次	次
及び天理市役所土木課	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。

### 奈良県告示第百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

区域の名称	区域	縦覧場所
天理市柚之内町（〇〇一）土石流警戒区域	次	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市柚之内町（〇〇二）土石流警戒区域	次	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市柚之内町（〇〇三）土石流警戒区域	次	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市柚之内町（〇〇四）土石流警戒区域	次	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市柚之内町（〇〇五）土石流警戒区域	次	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市柚之内町（〇〇六）土石流警戒区域	次	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市柚之内町（〇〇七）土石流警戒区域	次	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市柚之内町（〇〇八）土石流警戒区域	次	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課

天理市園原町(〇〇一) 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市園原町(〇〇二) 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市園原町(〇〇三) 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市乙木町(〇〇一) 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市乙木町(〇〇二) 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課
天理市乙木町(〇〇三) 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。

公 告

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)以下「法」といいます。(第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月八日

- 奈良県知事 荒井正吾
- 一 実施する免許職種
- 1 学科試験(指導方法及び関連学科)を行う職種  
和裁科及び配管科
- 2 学科試験のうち指導方法のみについて行う職種  
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第24号。以下「省令」といいます。)別表第十一に掲げる職種(和裁科及び配管科を除きます。)
- 二 試験科目
- 1 和裁科
- (一) 指導方法  
職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導及び職業訓練関係法規
- (二) 関連学科
- (1) 系基礎学科  
裁縫知識、縫製方法及び安全衛生
- (2) 専攻学科  
和裁法及び被服学
- 2 配管科
- (一) 指導方法  
職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導及び職業訓練関係法規
- (二) 関連学科
- (1) 系基礎学科  
建築工学及び安全衛生
- (2) 専攻学科  
配管設備 配管製図及び施工法
- 3 省令別表第十一に掲げる職種(和裁科及び配管科を除きます。)  
指導方法  
職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規
- 三 試験期日  
平成十九年九月九日(日)午後一時十分から
- 四 試験場所
- 奈良県技能検定場(磯城郡三宅町石見)
- 五 受験申請書の受付期間及び提出先
- 1 受付期間  
平成十九年七月十七日(火)から同月三十一日(火)まで  
ただし、郵送による場合は、同月三十一日までの消印のあるもの限り有効とします。
- 2 提出先  
奈良県商工労働部雇用労政課
- 六 提出書類
- 1 受験申請書
- 2 写真(申請前六月以内に撮影した正面脱帽上半身像の写真で、大きさは縦四センチメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けたもの)
- 3 受験資格を証する書類
- 4 学科試験の一部の免除を受けようとする場合は、そのことを証する書類
- 5 受験票等の送付用及び合否結果通知用の封筒(二通)あて先を記入し、八十円切手を貼り付けたもの
- 七 受験手数料  
三千円
- 八 受験票  
受験手数料の額に相当する奈良県収入証紙を受験申請書にはるにより納付してください。なお、奈良県収入証紙は消印しないでください。
- 九 合格発表等  
平成十九年九月二十八日(金)に、合格者の受験番号を県庁前の掲示場に掲示します。
- 十 その他  
また、合否の結果について本人あて通知します。  
受験申請書の用紙は、奈良県商工労働部雇用労政課で交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を希望するときは、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、九十円切手をはり付けたいもの）を同封してください。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。  
平成十九年六月八日

一 許可番号  
平成十八年八月三十一日第七八一五六号  
平成十九年三月二十三日第七八一五六一号

二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月三十日第六六九号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月三十日第四一九六号

三 開発区域に含まれる地域  
大和高田市大字大中二番地ノ七、一番地ノ八、一番地ノ一、二番地ノ五、四番地ノ二、五番地ノ三、八番地ノ四、一〇番地ノ一、一〇番地ノ三、二番地ノ二、二番地ノ三、二番地ノ五、二番地ノ六の各部、二番地ノ七の各部、一九番地ノ一の各部、一九番地ノ二及び四二番地ノ三の各部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区堂島二丁目四番二七号  
株式会社大京大阪支店 支店長 田嶋猛

五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 大和高田市大字大中二番地ノ一、八番地ノ四の各部、一〇番地ノ一の各部、一番地ノ二の各部、二番地ノ三の各部、二番地ノ六の各部、二番地ノ七の各部、一九番地ノ一の各部、一九番地ノ三及び四二番地ノ三の各部

下水道 大和高田市大字大中二番地ノ一、二番地ノ五、四番地ノ二、八番地ノ四、一〇番地ノ一、一〇番地ノ三、二番地ノ二、二番地ノ三、二番地ノ六、二番地ノ七、一九番地ノ二及び四二番地ノ三の各部

緑地 大和高田市大字大中二番地ノ七、一番地ノ八、二番地ノ五、四番地ノ二、五番地ノ三及び一〇番地ノ三  
水路 大和高田市大字大中二番地ノ五、二番地ノ六及び二番地ノ七の各一部

一 許可番号  
平成十九年三月七日第七八一一九七号

二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月三十一日第六六九号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月三十一日第四一九七号

三 開発区域に含まれる地域  
香芝市穴虫一〇番地ノ一、二番地及び二番地ノ一の各一部  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府吹田市江坂町一丁目三番地四三三号  
株式会社TGM 代表取締役 叶周三

五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 香芝市穴虫一〇番地ノ一及び二番地の各一部  
公園 香芝市穴虫一〇番地ノ一、二番地及び二番地ノ一の各一部  
下水道 香芝市穴虫一〇番地ノ一及び二番地の各一部

一 許可番号  
平成十九年四月三日第七八一二四四号

二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月一日第六六九三三号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月一日第四一九八号

三 開発区域に含まれる地域  
橿原市地黄町六四番地ノ一及び六五番地  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
橿原市曾我町一〇五五番地ノ二  
有限会社美興ワールドハウス 代表取締役 中垣内多美

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市地黄町六四番地ノ一及び六五番地の各一部  
下水道 橿原市地黄町六四番地ノ一及び六五番地の各一部

一 許可番号  
平成十九年五月十一日第七八一三三六号

二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月一日第六六九四号

三 開発区域に含まれる地域  
橿原市十橋町三番地ノ二、三番地ノ六及び五番地ノ二  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
吉野郡川上村白屋二五四番地  
竹垣周祐

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。  
なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。  
平成19年6月8日  
奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容  
1 入札物件  
クライアントサーバーシステム（本部系）機器等の借入れ

2 入札物件の数量及び特質  
クライアントサーバーシステム機器等 一式

3 借入期間  
平成20年1月1日から平成24年12月31日まで

4 借入場所  
奈良県警察本部

5 入札方法  
入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額

<p>に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもちょうて落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加資格者で、営業種目01賃貸業務に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁舎主棟1階) 電話番号(代表) 0742-22-1101 内線4718</p> <p>(4) 過去2年間に国又は地方公共団体において、この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であつて、かつ、当該借入物品に関し、迅速なフターサービス・メンテナンスの体制が整備されているものであること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8578 奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務部会計課調達係(奈良県庁舎1階) 電話番号(代表) 0742-23-0110 内線2244</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成19年6月18日(月) 午後3時</p>	<p>奈良県警察本部調問室(奈良県庁舎1階)</p> <p>3 入札の日時及び場所 平成19年7月20日(金) 午後3時 奈良県警察本部調問室</p> <p>4 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「クワイアントナー・システム(本部系) 機器等の借入れに係る入札書」と朱書して、平成19年7月19日(木)までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の10.0分の10.0に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の4及び5に関し、調達物品適合規格承認申請をすとも、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績証明書及び確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県警察本部から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出書類に基づき第2の4及び5の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p>	<p>5 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手續の停止等 この調達に関する苦情の処理手續において、契約の締結若しくは執行を停止し又は解除する場合があります。</p> <p>9 手續における交渉の有無 有(入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手續が必要です。)</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be leased : Client/server System and Other Equipments 1 set</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand) : July 20, 2007 3:00 p.m.</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : July 19, 2007</p> <p>4 Contact point for the notice : Supplies Section, Finance Division, Administration Department, Nara Prefectural Police Headquarters [Nara Prefectural Government Office, Annex 1F] 80 Nohorijochi, Nara City, Nara Pref. 630-8578, JAPAN TEL 0742-23-0110(extension 2244)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>奈良県公安委員会</p> </div> <p>奈良県公安委員会告示第62号 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号に規定する</p>
--	--	--

講習を次のとおり行うので、確認事務の委託に關する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成19年6月8日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

1 実施日時

(1) 講習

平成19年7月12日（水）及び同月13日（金）の午前9時20分から午後6時まで（両日とも、受付時間は午前9時から午前9時10分までとし、講習時間は7時間とする。）

(2) 修了考査

平成19年7月18日（水）の午前9時40分から午前10時40分までの1時間（受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。）

2 実施場所

奈良市三条本町8番1号

奈良市男女共同参画センターあすなろ 大会議室

3 受講定員

100名程度

4 受講申込方法等

(1) 受講の事前申出

ア 申出方法

講習を受けようとする者（以下「受講希望者」という。）は、往復業書にエの必要事項を記載して、イの申出受付期限までに郵送により事前申出をすること。

なお、往復業書による事前申出は、1人1通のみとし、同一人による2通以上の申出は、1作の申出として取り扱う。

イ 申出受付期限

平成19年6月20日（水）（当日午後5時必着）

ウ 申出先

(2)のウのとおり

エ 記載内容

(ア) 往信部裏面

講習名（駐車監視員資格者講習）並びに受講希望者の住所、氏名及び電話番号

(イ) 返信部表面

受講希望者の郵便番号、住所及び氏名  
受講者の決定等

(ウ) イの申出受付期限終了後、受講希望者が受講定員を超えなかった場合は、当該受講希望者を受講者として決定する。

なお、受講希望者が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

(イ) 受講者と決定した者に対しては「受講申込整理番号」を、(ウ)の抽選に漏れた者に対してはその旨を、アにより郵送された往復業書の返信部裏面に記載して返送する。

(2) 受講の申込み

(1)のオの「受講申込整理番号」が記載された返信業書（エのウにおいて「受講申込整理券」という。）を受領した者に限り、次により、受講の申込みをすることができる。

ア 申込期間

平成19年7月2日（月）から同月6日（金）まで

イ 申込時間

各日とも、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後0時45分までを除く。

ウ 申込場所（問い合わせ先）

〒630-8578

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部交通部通信指導課駐車対策係

（代表電話0742-23-0110）

エ 申込方法

次の書類等をウの申込場所に申込者本人が直接持参して申し込むこと。  
なお、申込みに当たっては、運転免許証等顔写真が貼られている身分証明書

を提示すること。

(ア) 受講申込整理券

(イ) 駐車監視員資格者講習受講申込書

(ウ) 受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正顔、上半身、無背景の写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に氏名を記入のこと。） 1枚

(エ) 講習手数料

19,000円（奈良県収入課で納付すること。）

留置委員会公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年6月8日

奈良県監査委員

文化国際課

監査の結果

(1) 使用料の調達について

(注意事項)

国際研修船使用料の一部について、奈良県行政財産使用料条例施行規則に定められた期限内に納付の手続きがとられず、その後調達等の期日を遡って処理をしているものか認められた。

今後は、規則に定められた納付期限内に納付されるよう調達等を行うべきである。

(2) 資金前渡の精算について

(注意事項)

臨時の費用にかかると資金前渡の一部について、精算事務の遅延及び差引残額の戻入遅延が認められた。

また、そのうちの一部について精算日及び戻入決議日を遡って処理しているものか認められた。

<p>                     今後は、奈良県会計規則に基づき精算及び戻入を行うべきである。                      措置の内容                      (1) 使用料の調定について                      平成18年度の国際研修館を含むすべての行政財産使用料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則に定められた期限内に納付されるよう調定を行った。今後は、規則に基づき適正に事務処理を行う。                      (2) 資金前渡の精算について                      平成18年度の資金前渡の精算については、奈良県会計規則に基づき適正に精算事務を行った。今後は、規則に基づき適正に事務処理を行う。                      措置結果通知日 平成19年3月31日                      奈良病院                      監査の結果                      医薬収入の未収金について                      (事実認定)                      医薬収入において、未収金の増加が認められた。                      (指摘事項)                      今後一層収納の促進に努めるべきである。                      「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の支給について                      (注意事項)                      「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の支給について認定を誤ったため、1件、201,554円の過払いが認められた。                      適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。                      措置の内容                      医薬収入の未収金について                      医薬収入の未収金については、随時電話による催告を行うとともに定期的に督促状を送付し、収納に努めている。また、未納者の再診時には、会計窓口で催告を行うとともに、支払いをしやすいための分納・延納等の相談に応じている。                      なお、悪質な滞納者に対しては、県医大・病院課と連携を図りながら、法的措置を実施している。                      今後は、新たな未収金を生じさせないため、医療費についての相談窓口を強化                 </p>	<p>                     するとともに、分納・延納の相談に応じることで未収金の回収に努める。                      「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の支払いについて                      通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成19年4月10日までに本人から返納された。                      今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。                      措置結果通知日 平成19年5月1日                 </p>
---	--

【代 画】 一 枚 用 三 十 五 五 五 田 一 部 票 一 枚 引 一 千 四 百 六 十 六 円 ( 共 引 送 料 別 )

**発 行** 奈 良 県  
 奈良市登大路町三〇  
 電話 〇七四二二二一三三三  
**刷 印** 株 式 会 社 春 日  
 奈良市三条栄町九一八  
 電話 〇七四二二二五七三三

本誌は再生紙を使用しています。